

だいさん きみ たか ししょう しゃ じ けいかく
第三期三鷹市障がい者(児)計画

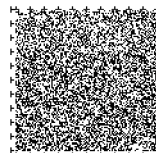
がいようばん
～ 概要版 ～

れいわ ねん がつ
令和6年3月
みたかし
三鷹市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付して
います。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録され
ている情報を音声で聞くことができます。

また、図表など音声では表現しにくい箇所につきましては、読み上げた内容
が煩雑になり、かえって分かりにくいことや、文字数に制約がある（800字程度）
こと等から、音声コードを省略しています。

ご質問や、ご不明な点がありましたら、三鷹市健康福祉部 障がい者支援課
電話 0422 - 29 - 9232 までお問い合わせください。



だいさん きみ たか ししょう しゃ じ けいかく きほんりねん
第三期三鷹市障がい者(児)計画のビジョン(基本理念)

だれもが^{しょう}障がいの^{う お}有無によって^{わ へだ}分け隔てられることな
く、^{そうご}相互に^{じんかく}人格と^{こせい}個性を^{そんちよう}尊重し^{ささ あ}支え合いながら^{きょうせい}共生で
きるまち

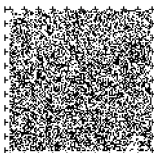
みずか い し そんちよう す な ちいき
自らの^{い し}意思が^{そんちよう}尊重され、^すだれもが^な住み慣れた^{ちいき}地域で
^{しょうがい}生涯に^{あんしん}わたり安心して^く暮らしていけるまち

も のうりよく はっき ちいきしゃかい なか
持てる^{のうりよく}能力が^{はっき}発揮でき、^{ちいきしゃかい}だれもが^{なか}地域社会の中で
^{こせい}個性を^い生かしつつ、^{しゃかい}社会の^{こうせいいん}構成員として^{じりつ}自立して^{せいかつ}生活
できるまち

このビジョンは、^{くにとう}国等が^{かか}掲げる「^{きょうせいしゃかい}共生社会」の^{じつげん}実現を^{めざ}目指すものであると同時に、

^{みたか}「^{しけんこうふくし}三鷹市健康福祉^{そうごうけいかく}総合計画」が^{めざ}目指す^{ちいききょうせいしゃかい}地域共生社会の^{こうちく}構築に、^{しょう}障がい者^{しゃふくし}福祉の

^{かんてん}観点から^{きよ}寄与することを^{ねが}願い、^{さだ}定めたものです。



1

けいかく さくてい しゅし
計画策定の趣旨

本市においては、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」を策定し、その計画を構成する六つの個別計画の一つとして、「障害者基本法」に基づく「障がい者計画」を位置づけ、計画的な施策の推進を図ってきました。

また、「障がい者計画」との整合を図りながら、「障がい福祉計画（第1期～第6期）」「障がい児福祉計画（第1期～第2期）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に努めてきました。

今回、令和5年度末で「障がい福祉計画（第6期）」及び「障がい児福祉計画（第2期）」の計画期間が満了となることから、引き続き「障がい者計画」も含め、三つの計画を一つにまとめて策定し、障がいのある人等の人権が尊重され、住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」を目指します。

2

けいかく きかん
計画の期間

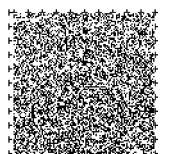
「障がい者計画」の期間は、令和6年度に策定予定の「第5次三鷹市基本計画」と計画期間を合わせ、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の期間は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間と定めます。

3

けいかく さくていたいせい ほうほう
計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、障がいのある人を対象とした実態調査を実施するとともに、障がいのある人をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において協議・検討を行いました。また、検討の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して策定しています。



計画の基本理念と施策体系

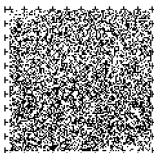
障がい者福祉に関連する法律や制度の改正、実態調査の結果等を総合的に踏まえ、本計画の基本理念としてのビジョンを次のように定めます。

このビジョンは、国等が掲げる「共生社会」の実現を目指すものであると同時に、「三鷹市健康福祉総合計画」が目指す地域共生社会の構築に、障がい者福祉の観点から寄与することを願い、定めるものです。

計画のビジョン

計画のビジョン	<ul style="list-style-type: none"> だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち 自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち 持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち
---------	---

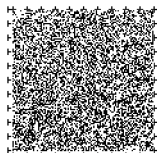
大項目（基本目標）	<ol style="list-style-type: none"> 計画の推進 互いを理解し、認め合う地域づくり 安心して住みやすいまちづくりの推進 障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援 社会参加の推進 障がいのある人を支える地域の基盤整備
課題	<ol style="list-style-type: none"> 障がいに対する理解の拡大 安心して暮らせる地域づくり 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実 生活支援と家族支援の充実 就労を含めた社会参加の推進 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供



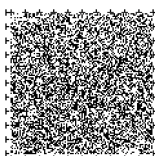
また、三つのビジョン、理想のまちに近づくために、基本目標1から7で示した施策について推進していきます。

施策体系

だいこうもく きほんもくひょう 大項目（基本目標）	ちゅうこうもく 中項目	しょうこうもく 小項目
きほんもくひょう 基本目標1 けいかく すいしん 計画の推進	(1) けいかく さくていとう 計画の策定等	① けいかく さくていとう 計画の策定等
		② けいかく ひょうか けんしょう 計画の評価・検証
	(2) けいかく すいしん 計画の推進	① しょう しゃちいきじりつつしえんきょうざikai うんえい じゅうじつ 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
② ちょうないかんけいぶしょ れんけいきょうか 庁内関係部署との連携強化		
③ かんけいきかん れんけい 関係機関との連携		
きほんもくひょう 基本目標2 たが りかい 互いを理解し、 みと あ ちいき 認め合う地域づくり	(1) しょう たい 障がいに対する 理解の推進	① こころ すいしん 心のバリアフリーの推進
		② ちいきじゅうみん りかいすいしん ささ あ いしき 地域住民の理解推進と支え合う意識づくり
		③ ふくしきょういく すいしん 福祉教育の推進
	(2) しょう しゃさべつ 障がい者差別の かいしょう ごうりてきはいりよ 解消と合理的配慮 の推進	① しょう しゃさべつかいしょう とりくみ 障がい者差別解消の取組
		② ごうりてきはいりよ すいしん 合理的配慮の推進
		(3) しょう しゃ 障がい者の けんりほしょう 権利保障
② けんりようご とりくみ すいしん 権利擁護の取組の推進		
きほんもくひょう 基本目標3 あんしん す 安心して住みやすい まちづくりの推進	(1) 「コミュニティ創生」 による「共に生きる」 ちいき 地域づくり	① ちいき すいしんじぎょう じゅうじつ はってん 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
		② じゅうそうてきしえんたいせい せいび 重層的支援体制の整備
	(2) バリアフリーの まちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進
		(3) あんぜんあんしん 安全安心の まちづくり
	② かんせんしょう たい そな 感染症に対する備え	
	③ しょうひしゃひがい とくしゅさ ぎひがいとらぼうしたいせい じゅうじつ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実	
きほんもくひょう 基本目標4 しょう ひと 障がいのある人の してん た じょうほう 視点に立った情報の ていきょう そうだんしえん 提供と相談支援の じゅうじつ 充実	(1) じょうほうていきょう じゅうじつ 情報提供の充実	① たよう しゅだん じょうほうていきょう じゅうじつ 多様な手段による情報提供の充実
	(2) そうだんきのう じゅうじつ 相談機能の充実	① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい そうだんまどぐち じゅうじつ 相談窓口の充実
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでい たいせいせいび く体制整備
		③ しょう しゃ すいしん 障がい者ケアマネジメントの推進
		④ ちいき そうだんしえんたいせい じゅうじつ 地域の相談支援体制の充実
	(3) ふくし サービスの充実 りょう と利用しやすい かんきょう 環境づくり	① てきせつ しょうがいふくし りょう 適切な障害福祉サービスの利用と モニタリングの推進
② ふくし みりようしゃ たいおうきょうか 福祉サービス未利用者への対応強化		



だいこうもく きほんもくひょう 大項目 (基本目標)	ちゅうこうもく 中項目	しょうこうもく 小項目
きほんもくひょう 基本目標 5 ライフステージに おう ぎ め 応じた切れ目のない ちいせいかつ しえん 地域生活の支援	(1) しょう じ 障がい児の せいかつしえん じゅうじつ 生活支援の充実	① はったつしょう じどう しえんたいせい じゅうじつ 発達障がい児等の支援体制の充実
		② しょう じどう はったつしえん じゅうじつ 障がい児等の発達支援の充実
		③ しょう じどう たい ちいき ほいくりよくこうじょう 障がい児等に対する地域の保育力向上
		④ みんかんじどう はったつしえん じきょうしよ しつ こうじょう 民間児童発達支援事業所の質の向上と れんけいしえん 連携支援
		① ちいせいかつしえんきよてん きのう じゅうじつ 地域生活支援拠点の機能の充実
	(2) しょう しゃ 障がい者の せいかつしえん じゅうじつ 生活支援の充実	② こうれいしょう しゃ しえん 高齢障がい者への支援
		③ ちいせいかつしえん じゅうじつ 地域生活支援の充実
		④ せいしんしょう しゃしきく じゅうじつ 精神障がい者施策の充実
		⑤ はったつしょう しゃ こうじのうきものうしょう しゃ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、 なんびょうかんじゃどう たい しえん 難病患者等に対する支援
		(3) かぞくしえん じゅうじつ 家族支援の充実
	② そだ しえん 「育てにくさ」への支援	
	③ しょう じ いりょうてき じ ほいくかんきょうとう せいび 障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備	
	④ はったつしえん い ぐち そうだんきのう じゅうじつ 発達支援の入り口としての相談機能の充実	
	⑤ しょう じゅうどか こうれいか どもな かぞくしえん 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の じゅうじつ 充実	
	きほんもくひょう 基本目標 6 しゃかいさんか すいしん 社会参加の推進	(1) しゃかいさんか すいしん 社会参加の推進
② たよう しゅだん コミュニケーション じえん 多様な手段によるコミュニケーション支援の じゅうじつ 充実		
(2) しゅうろう すいしん 就労の推進		① たよう はたら かの すいしん 多様な働き方の推進
		② ふくしてきしゅうろう じゅうじつ 福祉的就労の充実
		③ しゅうろうご せいかつしえん ふく しえん じゅうじつ かんけい 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係 きかん れんけい 機関の連携
(3) げいじゅつ スポーツ・芸術・ ぶんかかつどうとう すいしん 文化活動等の推進		① かつどう じゅうじつ スポーツ活動の充実
		② げいじゅつ ぶんかかつどう じゅうじつ 芸術・文化活動の充実
		③ しょうがいがくしゅう じゅうじつ 生涯学習の充実
きほんもくひょう 基本目標 7 しょう ひと 障がいのある人を ささ ちいき 支える地域の きばんせいび 基盤整備		(1) ふくしじんざい 福祉人財の かくほ ていちゃく 確保・定着
	② かつどう すいしん ピアサポート活動の推進	
	(2) しつ かくほ サービスの質の確保	① しどうかんさとう じゅうじつ 指導監査等の充実
		② じきょうしゃ れんけいせい きょうか 事業者の連携体制の強化
	(3) しせつせいび すいしん 施設整備の推進	① しせつ こうかてき うんよう 市施設の効果的な運用
		② しょう しゃふくししせつ せいび 障がい者福祉施設の整備

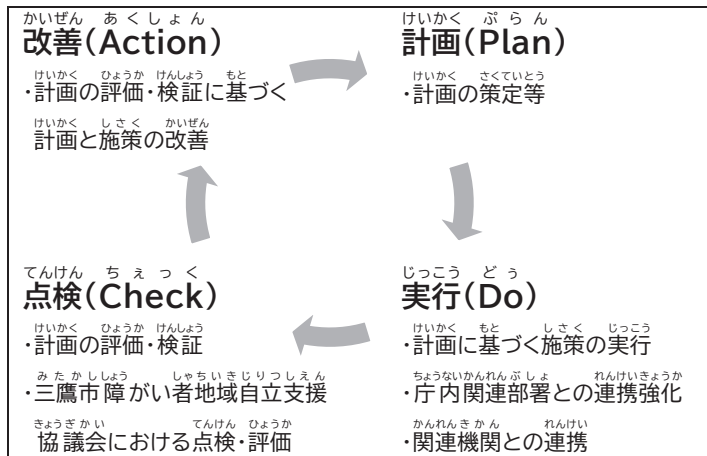


き ほん もく ひょう けい かく すい しん
(基本目標 1) 計画の推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現を目指し、「障害者基本法」に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

計画の策定にあたっては、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障がい児計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取組の成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。

また、計画の進捗状況について、三鷹市障がい者地域自立支援協議会を中心に障がいのある人やその家族、支援者等、障がい者福祉に携わる様々な人の意見を把握し、評価・検証しながら、関係機関と連携し本計画を効果的、総合的に推進していきます。



けい かく さくていとう
(1) 計画の策定等

- おも とりくみ 主な取組
- ① 計画の策定等
 - ② 計画の評価・検証

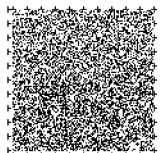
けい かく すい しん
(2) 計画の推進

- おも とりくみ 主な取組
- ① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
 - ② 庁内関係部署との連携強化
 - ③ 関係機関との連携



三鷹市障がい者地域自立支援協議会でのグループワークの様子

- おも じぎょう 主な事業
- ・三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
 - ・障がいのある人等に関する調査の実施



きほんもくひょう たが りかい みと あ ちいき (基本目標2) 互いを理解し、認め合う地域づくり

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けては、地域生活における様々な障壁（バリア）を取り除くことが必要です。個性が尊重され、社会の構成員として自立して生活できるまち、共生できるまちの実現に向けて、「心のバリアフリー」を推進し、互いを理解し、支え合える地域づくりを進めます。

また「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現を目指し、障がいのある人が望む生活の実現のために、障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、自らの意思の表明や選択を支えるための必要な支援を行います。

さらに、「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止に取り組むとともに、地域との協力や、関係機関及び庁内関連部署との連携により虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応に努めます。

しょう たい りかい すいしん (1) 障がいに対する理解の推進

おも とりくみ
主な取組

- ① 心のバリアフリーの推進
- ② 地域住民の理解促進と支え合う意識づくり
- ③ 福祉教育の推進

しょう しゃさべつ かいしょう ごうりてきはいりょ すいしん (2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進

おも とりくみ
主な取組

- ① 障がい者差別解消の取組
- ② 合理的配慮の推進



こころ すいしんじぎょう
心のバリアフリー推進事業・
えいがじょうえいかい ようす
映画上映会の様子

しょう しゃ けんりほしょう (3) 障がい者の権利保障

おも とりくみ
主な取組

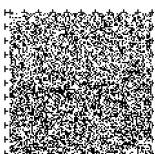
- ① 障がい者虐待防止の取組
- ② 権利擁護の取組の推進

おも じぎょう
主な事業

- ・心のバリアフリーの推進
- ・障がい者差別解消の取組
- ・障がい者の虐待防止の取組



み た か し おもてめん
三鷹市 ヘルプカード(表面)



きほんもくひょう あんしん す すいしん (基本目標3) 安心して住みやすいまちづくりの推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現のために、障がいに対する理解を推進するとともに地域におけるボランティア活動等、地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めます。

また、障がいのある人が当たり前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がいのある人を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除くための取組を推進します。

災害時や緊急時に備えた対策の強化や感染症に対する備え、また、安心して住み続けられる地域づくり、障がいのある人やその家族等を犯罪被害から守るための情報提供等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

おも とりくみ 主な取組

- ① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
- ② 重層的支援体制の整備

(2) バリアフリーのまちづくり

おも とりくみ 主な取組

- ① バリアフリーのまちづくりの推進



道路のバリアフリー化

(3) 安全安心のまちづくり

おも とりくみ 主な取組

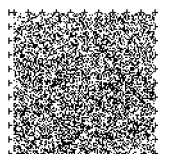
- ① 災害時・緊急時の対策の強化
- ② 感染症に対する備え
- ③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実



公園トイレの整備

おも じぎょう 主な事業

- ・地域ケアネットワーク推進事業
- ・バリアフリーのまちづくり推進事業
- ・福祉避難所の適切な運営に向けた連携



きほんもくひょう しょう ひと してん た (基本目標4) 障がいのある人の視点に立った

じょうほう ていきょう そうだんしえん じゅうじつ 情報の提供と相談支援の充実

も のうりよく はつき ちいきしゃかい なか こせい い しゃかい
「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の
こうせいいん じりつ せいかつ じつげん む しょう ひと してん
構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けて、障がいのある人の視点に
た ひつよう じょうほう ていきょう そうだんしえん じゅうじつ すず ちいき せいかつ ささ
立った必要な情報の提供と相談支援の充実を進めます。地域での生活を支える
いりょう ふくし ひつよう ひつよう りよう めざ
医療や福祉サービスを、だれもが必要となときに利用できるまちづくりを目指します。
れいわ ねん がつ せいてい しょうがいしゃじょうほう
令和4年5月に制定された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション
しさをすいしんほう もと しょう とくせい たいおう たよう しゅだん
施策推進法」に基づき、障がい特性やライフステージに対応した多様な手段による
じょうほうていきょう じゅうじつ ほか
情報提供の充実を図ります。

ちいき そうだんしえん きよてん きかんそうだんしえん そうごうてき そうだん せんもんそうだん
地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターは、総合的な相談や専門相談
とう そうだんぎょうむ くわ ちいき そうだんきのう じゅうじつ ほか そうだんしえんせんもんいん いくせい
等の相談業務に加え、地域の相談機能の充実を図るために、相談支援専門員の育成・
ししつこうじょう とりくみ おこな きかんそうだんしえん しやくしよまどぐち かくそうだんしえん
資質向上の取組を行います。基幹相談支援センターや市役所窓口、各相談支援
じぎょうしよ しゅうろうしえん けんりりょうご ちいきほうかつしえん どう ぶんや
事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の分野
おうだんてき そうだんたいせい きょうか すず そうだんしえんせんもんいん
横断的な相談体制の強化を進めます。そのために、ケースワーカー、相談支援専門員、
しょう しゃそうだんいん みんせい じどういいんどう れんけい
障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携によ
ちいき そうだんしえん たいせいせいび すいしん
り地域の相談支援ネットワークの体制整備を推進します。

じょうほうていきょう じゅうじつ (1) 情報提供の充実

おも とりくみ たいよう しゅだん じょうほうていきょう じゅうじつ
主な取組 ① 多様な手段による情報提供の充実

そうだんきのう じゅうじつ (2) 相談機能の充実

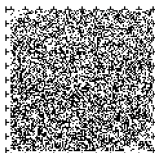
おも とりくみ たいよう しゅだん じょうほうていきょう じゅうじつ
主な取組 ① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実
② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備
③ 障がい者ケアマネジメントの推進
④ 地域の相談支援体制の充実

ふくし じゅうじつ りよう かんきょう (3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

おも とりくみ たいよう しゅだん じょうほうていきょう じゅうじつ
主な取組 ① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進
② 福祉サービス未利用者への対応強化

おも じぎょう 主な事業

- ・多様な手段による情報提供の充実
- ・相談支援事業者連絡会等を活用した相談支援の充実
- ・地域の相談支援体制の充実



きほんもくひょう (基本目標5) ライフステージに応じた切れ目のない

ちいきせいかつ しえん 地域生活の支援

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指し、障がいのある人とその家族等が安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

障がいのある人が日常生活を送るためには、一人ひとり異なる障がいの特性や生活状況に合わせたライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。障がいのある人やその家族等が抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者等と連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。特に「子どもから成人期」「成人期から高齢期」といったライフステージの転換期には医療、福祉、教育、就労等の分野横断的な切れ目のない支援を関係機関等と連携し進めていきます。

(1) 障がい児の生活支援の充実

- おも とりぐみ 主な取組
- ① 発達障がい児等の支援体制の充実
 - ② 障がい児等の発達支援の充実
 - ③ 障がい児等に対する地域の保育力向上
 - ④ 民間児童発達支援事業所の質の向上と連携支援

(2) 障がい者の生活支援の充実

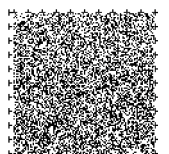
- おも とりぐみ 主な取組
- ① 地域生活支援拠点の機能の充実
 - ② 高齢障がい者への支援
 - ③ 地域生活支援の充実
 - ④ 精神障がい者施策の充実
 - ⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

(3) 家族支援の充実

- おも とりぐみ 主な取組
- ① 医療的ケア児・者への支援体制の充実
 - ② 「育てにくさ」への支援
 - ③ 障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備
 - ④ 発達支援の入り口としての相談機能の充実
 - ⑤ 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実

おも じぎょう 主な事業

- ・重症心身障がい者(児)や医療的ケア児の日中活動の場の整備
- ・地域生活支援拠点連絡会
- ・児童発達支援事業者連絡会の開催
- ・発達障がい児(者)保護者寄り添い事業



基本目標 6) 社会参加の推進

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」を目指し、外出、就労、交流や様々な活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がいのある人自身のニーズに寄り添い、能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。さらに、就労後も適切な「合理的配慮」等が提供されているかなどの職場環境や生活面における見守りや必要な支援について、職場や関係機関が連携して取り組みます。福祉的就労については、引き続き、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上につながる取組として、地域の商工会や企業とも連携し、「共同受注」の実施に向け検討を進めていきます。

また、就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援についてもスポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。

(1) 社会参加の推進

おも とりぐみ 主な取組

- ① 多様な手段による移動支援の充実
- ② 多様な手段によるコミュニケーション支援の充実

(2) 就労の推進

おも とりぐみ 主な取組

- ① 多様な働き方の推進
- ② 福祉的就労の充実
- ③ 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携



障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業による販売の様子

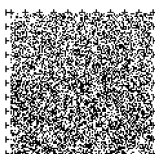
(3) スポーツ・芸術・文化活動等の推進

おも とりぐみ 主な取組

- ① スポーツ活動の充実
- ② 芸術・文化活動の充実
- ③ 生涯学習の充実

おも じぎょう 主な事業

- ・多様な働き方の推進
- ・コミュニケーション支援
- ・福祉的就労の充実
- ・スポーツ、芸術・文化、教育分野との連携強化



（基本目標7）障がいのある人を支える地域の基盤整備

「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指した地域の基盤整備を進めます。

社会全体が人口減少の傾向にある中、福祉分野への就労希望者も減少しつつあります。一方、障がいのある人の地域生活を支えるためには、福祉サービスやその担い手、ボランティアの存在が不可欠です。障がいのある人を支える仕事やボランティア活動について、他の福祉分野とも連携して積極的に広報、啓発に努めていきます。

また、障がいのある人が安心して地域生活をおくるために、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付事業と必要な地域生活支援事業の実施と適切な運用を行うとともに、サービスの質の向上や必要な量の確保に努めます。

障がいのある人が地域において自分らしい暮らしを続けられるよう、公設の施設については、市民ニーズに合うように、運営事業者等とも十分な検討、調整を行い、サービスの質、量の充実に努めます。

民間事業者の新規整備等については、市民ニーズと地域の実情等を考慮し、障がいのある人が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。

（1）福祉人財の確保・定着

おも とりくみ
主な取組

- ① 障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着
- ② ピアサポート活動の推進

（2）サービスの質の確保

おも とりくみ
主な取組

- ① 指導監査等の充実
- ② 事業者の連携体制の強化



しゅうろういこうていちゃくれんらくかい ようす
就労移行定着連絡会の様子

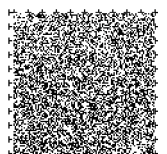
（3）施設整備の推進

おも とりくみ
主な取組

- ① 市施設の効果的な運用
- ② 障がい者福祉施設の整備

おも じぎょう 主な事業

- ・ 福祉人財の確保・定着支援事業
- ・ 福祉の仕事についての理解啓発事業
- ・ ピアサポート事業
- ・ 実地指導の充実
- ・ 調布基地跡地福祉施設整備事業



6

くに きほんししん もと せいかもくひょう
国の基本指針に基づく成果目標

ほんし くに きほんししん ふ い か せいかもくひょう せってい たっせい む
 本市では、国の基本指針を踏まえ、以下の成果目標を設定し、その達成に向けて
 とく 取り組みます。

せいかもくひょう しせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう
(成果目標 1) 施設入所者の地域生活への移行

しせつにゆうしよしゃ さくげん しょう ひとおよ かぞく いこう そんちよう
 施設入所者の削減については、障がいのある人及びその家族の意向を尊重した
 せいかつ ば かくほ ひ つづ しえん おこな しせつにゆうしよ ちいきせいかつ
 生活の場を確保できるよう引き続き支援を行います。なお、施設入所から地域生活
 いこう ちいきしゃかい しょう たい りかい ふかけつ りかいそくしん けいはつ
 への移行には、地域社会の障がいに対する理解が不可欠であるため、理解促進や啓発
 とりくみ すいしん
 の取組を推進します。

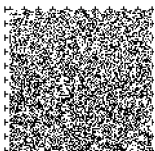
	れいわ ねんどまつじてんじっせき 令和4年度末時点実績	れいわ ねんどもくひょうち 令和8年度目標値
しせつにゆうしよしゃすう 施設入所者数	135人	128人
ちいきせいかつ いこうわりあい 地域生活への移行割合	0.7%	6%以上
ちいきせいかつ いこうしやすう 地域生活移行者数	4人	9人
しせつにゆうしよしゃ さくげんわりあい 施設入所者の削減割合	2.9%	5%以上
しせつにゆうしよしゃ さくげんすう 施設入所者の削減数	4人	7人

せいかもくひょう せいしんしょう たいおう ちいきほうかつ こうちく
(成果目標 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ほけん いりよう ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば ひ つづ ちいき じつじょう あ
 保健、医療、福祉関係者による協議の場において、引き続き地域の実情に合った
 せいしんしょう ひと しえんたいせい けんとう
 精神障がいのある人への支援体制について検討します。

こうもく 項目	たんい 単位	だい きしやう ふくしけいかくみ こ 第7期障がい福祉計画見込み		
		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
ほけん いりよう ふくしかんけいしゃ 保健、医療・福祉関係者による きょうぎ ば かいさいかいすう 協議の場の開催回数	かい ねん 回/年	3	3	3
どうきょうぎ ば かんけいしゃ※ さんかしゃすう 同協議の場への関係者の参加者数	にん ねん 人/年	35	35	35
どうきょうぎ ば もくひょうせつてい 同協議の場における目標設定 および評価の実施回数	かい ねん 回/年	1	1	1
せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん りようしやすう 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	にん つき 人/月	10	10	10
せいしんしょう しゃ ちいきていちゃくしえん りようしやすう 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	にん つき 人/月	21	26	33
せいしんしょう しゃ きやうどうせいかつえんじょ りようしやすう 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	にん つき 人/月	73	73	73
せいしんしょう しゃ じりつせいかつえんじょ りようしやすう 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	にん つき 人/月	10	10	10
せいしんしょう しゃ じりつくんれん せいかつくんれん りようしやすう 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	にん つき 人/月	19	20	20

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者



せいかもくひょう ちいきせいかつしえん じゅうじつ (成果目標3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点へのコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置などにより、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、地域の関係機関で支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行います。

また、強度行動障がいを有する人の状況やその支援ニーズ等を把握するため、地域の関係機関による検討の場を設け、支援ネットワークの構築を図ります。

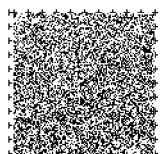
	れいわ ねんどもくひょうちとう 令和8年度目標値等
ちいきせいかつしえんきよてん うんようじょうきょう けんしやうおよ けんとう 地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	ねん かいじょうじっし 年1回以上実施
きょうどうどうしやう ゆう ひと しえんたいせい せいび 強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	しえん どうはあく 支援ニーズ等把握のための けんとう ば せっち 検討の場の設置

せいかもくひょう ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうとう (成果目標4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の多様な働き方の支援強化等を図ります。障がいのある人の就労支援については、「三鷹市障がい者就労支援センターかけはし」やその他の就労支援事業所等の関係機関と連携を図るとともに、福祉施設における就労支援の強化や就労移行支援事業を活用した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。市内の事業所だけでなく、近隣の就労移行支援事業所や地域の企業等とも連携することで、短時間労働等様々なニーズに対応した一般就労への移行を目指します。

また、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就労支援や、就労の継続に向けた支援の充実を目指します。

	れいわ ねんどじっせき 令和3年度実績	れいわ ねんどもくひょうち 令和8年度目標値
しゅうろういこうしえんじぎやうどう つう 就労移行支援事業等※1を通じた いっばんしゅうろういこうしやすう 一般就労移行者数	にん 30人	にん 40人
しゅうろういこうしえん うち就労移行支援による いっばんしゅうろういこうしやすう 一般就労移行者数	にん 19人	にん 25人 (1.31倍)
しゅうろうけいぞくしえんえーがた うち就労継続支援A型による いっばんしゅうろういこうしやすう 一般就労移行者数	にん 0人	にん 1人 (1.29倍)
しゅうろうけいぞくしえんびーがた うち就労継続支援B型による いっばんしゅうろういこうしやすう 一般就労移行者数	にん 11人	にん 14人 (1.28倍)



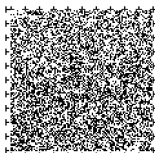
	れいわ ねんどしっせき 令和3年度実績	れいわ ねんどもくひょうち 令和8年度目標値
いっばんしゅうろういこうしゃ しゅうろうていちゃく 一般就労移行者のうち就労定着 しえんじぎょうりようしゃすう 支援事業利用者数	にん 12人	にん 17人 (1.41倍)
しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしよ 就労定着率※2が7割以上の事業所 わりあい の割合	—	25.0%

- ※1 就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の事業
- ※2 就労定着率：第7期障がい福祉計画においては、過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

せいこもくひょう しょう じしえん ていきょうたいせい せいびとう (成果目標5) 障がい児支援の提供体制の整備等

しょう じしえん ていきょうたいせい ちゅうかく みたかしこ はったつしえん
障がい児支援の提供体制の中核である「三鷹市子ども発達支援センター」にお
いて、引き続き発達や発育に不安のある子どもやその保護者への支援を行います。
また、いりょうてき しょう じしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっち
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置します。

	れいわ ねんどまつじてんじっせき 令和4年度末時点実績	れいわ ねんどもくひょうちとう 令和8年度目標値等
じどうはったつしえん せっち 児童発達支援センターの設置	せっちず 設置済み	かしよ 1箇所
じゅうしょうしんしんしょう じ しえん 重症心身障がい児を支援する じどうはったつしえんじぎょうしよすう 児童発達支援事業所数	じぎょうしよ 3事業所	じぎょうしよ 4事業所
じゅうしょうしんしんしょう じ しえん 重症心身障がい児を支援する ほうかごとう じぎょうしよすう 放課後等デイサービス事業所数	じぎょうしよ 1事業所	じぎょうしよ 4事業所
しょう じ ちいきしゃかい さんか ほうよう 障がい児の地域社会への参加・包容の (インクルージョン) 推進体制の構築	—	じっし 実施
いりょうてき じしえん かんけいきかん 医療的ケア児支援のための関係機関に きょうぎ ば せっち よる協議の場の設置	せっちず 設置済み	じっし 実施
いりょうてき じ たい かんれんぶんや しえん 医療的ケア児に対する関連分野の支援 ちようせい はいち を調整するコーディネーターの配置	はいちず 配置済み	はいち 配置



せい かもくひょう そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうかどう
(成果目標 6) 相談支援体制の充実・強化等

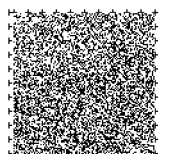
「三鷹市基幹相談支援センター」の機能強化を図ります。地域における相談支援体制を強化するため、現在の相談支援体制の機能を充実し、継続的に専門的相談支援を実施できるよう、相談支援事業者連絡会の充実と人材育成を進めます。また、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の相談支援部会等を中心として、障がい及び介護等各事業所の連携を図ります。

	れいわ ねんどもくひょうちとう 令和8年度目標値等	びこう 備考
きかんそうだんしえん せっち 基幹相談支援センターの設置	かしよ 1箇所	せっちず 設置済み
きょうぎかい じれいけんどう 協議会での事例検討	じっし 実施	

せい かもくひょう しょうがいふくし どう しつ こうじょう
**(成果目標 7) 障害福祉サービス等の質を向上させる
 ための取組に係る体制の構築**

市の職員は、東京都等が開催する研修に参加し、「障害者総合支援法」の適正な運用と事業者等への情報提供に努めます。各事業者が個別に実施する研修のほかに、地域の相談支援体制の強化や連携強化等の取組を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、三鷹市障がい者地域自立支援協議会では障害福祉サービスの提供状況について検証し、適切なサービスの提供に努めます。

	れいわ ねんどもくひょうちとう 令和8年度目標値等
しょうがいしやそうごうしえんほう ぐたいてきないよう りかい とりくみ 「障害者総合支援法」の具体的内容を理解する取組	じっし 実施
しょうがいふくし どう りようじょうきょう はあく けんしょう 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	じっし 実施



かく みこみりょう か こ ねんかん りょうじっせきち へんかりつ へいきんもち
各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて
さんしゅつ
算出しました。

1 しょうがいふくし 障害福祉サービス

(1) ほうもんけい 訪問系サービス

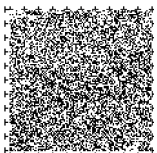
ほうもんけい しょう ひと ちいき じりつ せいかつ ささ
訪問系サービスについては障がいのある人の地域での自立した生活を支えるため
ひつようふ かけつ こんご りょう ぞうか みこ
に必要不可欠なサービスとなっており、今後もサービス量の増加が見込まれます。

ていきょうたいせい かくほ ていきょう かか じぎょうしょ じんざい いくせい
サービス提供体制を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人財の育成や
はばひろ じぎょうしゃ さんいゆう そくしん かくかんけいきかん れんけい
幅広い事業者の参入を促進するとともに、各関係機関との連携によるサービスの
じょうほうていきょう つと
情報提供に努めます。

サービス名称	たんい 単位	だい 7 期 しょうがいふくしけいかく 第7期障がい福祉計画		
		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
きやたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じかん つき 時間/月	3,098	3,104	3,110
	にん つき 人/月	219	226	234
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じかん つき 時間/月	10,753	11,013	11,280
	にん つき 人/月	26	26	27
どうこうえんご 同行援護	じかん つき 時間/月	789	790	791
	にん つき 人/月	32	33	34
こうどうえんご 行動援護	じかん つき 時間/月	600	625	650
	にん つき 人/月	24	25	26
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	じかん つき 時間/月	200	200	200
	にん つき 人/月	1	1	1

※ 「時間/月」…1か月あたりのサービス平均利用時間を表します。

「人/月」…1か月あたりのサービス平均利用者数を表します。



にっちゅうかつどうけい
(2) 日中活動系サービス

いちぶ りようしゃすう げんしょう み こ せいかつかいご じりつくねれん
 一部で利用者数の減少が見込まれるサービスもありますが、生活介護や自立訓練
 せいかつくねれん くわ しゅうろういこうしえん しゅうろうていちゃくしえんとう しょうがいふくし
 (生活訓練)に加え、就労移行支援、就労定着支援等の障害福祉サービスについ
 ては増加傾向で推移しており、これらのサービスについては今後もサービス量の
 ぞうか み こ
 増加が見込まれます。

ひ つづ しないおよ きんりん ていきょうじぎょうしゃ れんけい きょうか じょうほう
 引き続き市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報
 ていきょう そうだん じぎょうしゃ ひつよう しえん おこな しんきじぎょうしゃ さんにゆうそくしん はか
 提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ること
 ていきょうたいせい せいび つと
 でサービス提供体制の整備に努めます。

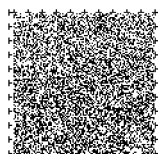
サービス名称	単位	第7期 障がい福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	6,987	7,079	7,172
	人/月	350	358	366
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	23	23	23
	人/月	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	278	299	321
	人/月	30	33	37
就労選択支援 (令和7年～)	人/月		—※	—※
就労移行支援	人日/月	1,506	1,633	1,770
	人/月	92	101	111
就労継続支援A型	人日/月	212	212	212
	人/月	12	12	12
就労継続支援B型	人日/月	6,035	6,099	6,163
	人/月	455	460	464
就労定着支援	人/月	53	77	110
療養介護	人/月	18	18	18
短期入所 (福祉型)	人日/月	540	540	540
	人/月	58	58	58
短期入所 (医療型)	人日/月	84	84	84
	人/月	11	11	11

※就労選択支援は令和7年度から開始予定のサービスであるため実施体制を

検討するものとし、利用見込みは設定しない。

「人日/月」…1か月あたりのサービス延利用日数を表します。

「人/月」…1か月あたりのサービス平均利用者数を表します。



(3) 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行に係る成果目標を踏まえて利用者数を設定しました。

今後も障がいの重度化、高齢化の進行や「親亡き後」の対応等を見据えつつ、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	11	13	15
共同生活援助(グループホーム)	人/月	244	259	274
施設入所支援	人/月	124	120	117

※「人/月」…1か月あたりのサービス平均利用者数を表します。

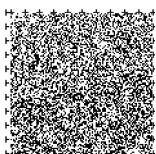
(4) 相談支援

地域移行支援、地域定着支援については、障がいのある人の地域生活を支援する観点から利用者数の更なる増加が見込まれます。

今後は利用者の増加に備えて、幅広い事業者の参入を促進し、サービス利用の調整やモニタリングなど、利用者に対する必要な支援が提供される体制を確保します。また、三鷹市障がい者地域自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携強化を図り、地域移行、地域定着の取組を進めます。

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	436	489	548
地域移行支援	人/月	6	7	9
地域定着支援	人/月	43	61	88

※「人/月」…1か月あたりのサービス平均利用者数を表します。



2 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

ちいきせいかつしえんじぎょう し くちょうそん とどうふけん どくじ おこな しょう
 地域生活支援事業とは、市区町村と都道府県が独自に行うサービスで、障がい
 のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や
 本人の状況に応じ、市が計画的に事業を実施するものです。この事業は、障がい
 のある人の福祉の増進を図るとともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し、
 安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

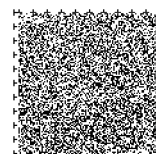
かくじぎょう みこみりょう すうち かこ ねんかん りょうじつせきち へんがりつ へいきん
 各事業の見込量(数値について)は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均
 を用いて算出しました。なお、コロナウイルス感染症の影響により、実績値が著
 しく低かった事業については、その前年度の数値を用いて算出しています。

ほんじぎょう じつし し こうほう しょう
 本事業の実施にあたっては、市の広報やホームページなどにより、障がいのある
 人に情報提供を行うとともに、サービス提供事業所等関係機関と連携し、事業の
 適切な実施を継続していきます。

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業				
(申立費用助成)	延件/年	3	3	4
(報酬助成)	延件/年	25	30	36
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	人/年	538	538	538
要約筆記者派遣事業	人/年	84	84	84
手話通訳者設置事業	設置回数	50	60	70

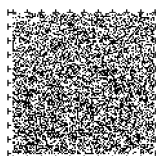
※「延件/年」…1年あたりの延利用件数を表します。

「人/年」…1年あたりの実利用者数を表します。



サービス名称 めいしょう	単位 たんい	第7期 障がい福祉計画 だい きしやう ふくしけいかく		
		令和6年度 れいわねんど	令和7年度 れいわねんど	令和8年度 れいわねんど
日常生活用具給付等事業 にちじやうせいかつやう くきやうふたうじぎやう				
介護・訓練支援用具 かいご くんれんしえんやうぐ	のべけん ねん 延件/年	14	14	14
自立生活支援用具 じりつせいかつしえんやうぐ	のべけん ねん 延件/年	15	15	15
在宅療養等支援用具 ざいたくりやうやうとうしえんやうぐ	のべけん ねん 延件/年	22	23	23
情報・意思疎通支援用具 じやうほう いしそつうしえんやうぐ	のべけん ねん 延件/年	40	41	41
排泄管理支援用具 はいせつかんりしえんやうぐ	のべけん ねん 延件/年	2,870	2,909	2,949
居宅生活動作補助用具 きやたくせいかつどうさほじよやうぐ (住宅改修費補助) じゅうたくかいしゅうひほじよ	のべけん ねん 延件/年	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業 しゅわほうしいんやうせいけんしゅうじぎやう	のべにん ねん 延人/年	104	104	104
移動支援事業 いどうしえんじぎやう	のべじかん ねん 延時間/年	40,788	42,108	43,428
	にん ねん 人/年	309	319	329
地域活動支援センター ちいきかつどうしえん (自市区町村分) じしくちやうそんぶん	じっしかしやうすう 実施箇所数	2	2	2
	にん ねん 人/年	124	124	124
日中一時支援事業 にっちゅういちじしえんじぎやう	にん ねん 人/年	51	51	51
社会参加支援事業 しゃかいさんかしてんじぎやう				
スポーツ、芸術・文化活動 すぽーつ げいじゆつ ぶんかかつどう	のべにん ねん 延人/年	1,000	1,000	1,000
点字・声の広報発行 てんじ こえ こうほうはつこう	にん ねん 人/年	580	587	595
自動車改造費助成 じどうしゃかいぞうひじよせい	けん ねん 件/年	1	1	1
自動車運転免許取得費助成 じどうしゃうんてんめんきよとくひじよせい	けん ねん 件/年	1	1	1

- ※「延件/年」…1年あたりの延利用件数を表します。
「延人/年」…1年あたりの延利用者数を表します。
「延時間/年」…1年あたりの延利用時間を表します。
「人/年」…1年あたりの実利用者数を表します。
「件/年」…1年あたりの実利用件数を表します。



3 障がい児が利用するサービス

(1) 障害児通所・訪問系サービス、障害児相談支援

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しました。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については利用者数が増加傾向で推移しており、今後もサービス量の増加が見込まれます。

また、障害児通所・訪問系サービスの利用ニーズの増加に伴い、障害児相談支援についても利用者数の増加が見込まれます。

今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

サービス名称	たんい単位	第3期障がい児福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	1,332	1,439	1,555
	人/月	155	173	192
放課後等デイサービス	人日/月	3,400	3,578	3,766
	人/月	356	383	413
保育所等訪問支援	人/月	34	48	66
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数	2	2	2
障害児相談支援	人/月	86	100	118

注) 医療型児童発達支援は令和6年4月1日から児童発達支援に含むこととなりました。

※ 「人日/月」…1か月あたりのサービス延利用日数を表します。

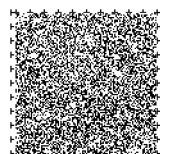
「人/月」…1か月あたりのサービス平均利用者数を表します。

(2) 発達障がい者等に対する支援

第3期障がい児福祉計画期間における活動見込みは以下のとおりです。

相談支援プログラムについては、募集人数を見込みとしています。

サービス名称	たんい単位	第3期障がい児福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援プログラム	参加者数	120	120	120
ペアレント・メンター	登録者数	19	19	19
ピアサポート活動	参加者数	43	43	43



だいさん き み た か し し ょ う し ゃ じ け い か く
第三期三鷹市障がい者（児）計画

はっこう
発行

れい わ ねん が つ
令和6年3月

きか く へん し ゅ う
企画・編集

み た か し け ん こ う ふ く し ぶ し ょ う し ゃ し え ん か
三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課

〒181-8555

とう き ょ う と み た か し の さ き い ち ち ょ う め ぼ ん ご う
東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

TEL

0422-29-9232

FAX

0422-47-9577

E-mail

shien@city.mitaka.lg.jp

